令和5年度(2023年度)第3回熊本県行政文書等管理委員会議事録

- 1 日 時 令和5年12月5日(火) 13時30分~15時00分
- 2 会 場 県庁本館 審議会室
- 3 出席者 委員5名 (澤田委員、田口委員、福嶋委員、森委員、吉見委員)

県警本部県民広報課 (蓑田事務室長、横野課長補佐)

事務局5名 (中村総務部総務私学局長、坂本県政情報文書課長、福田審議員、

松岡課長補佐、牧尾主事、徳永参事)

4 議 事 以下のとおり

事務局 開会宣言 中村局長挨拶 定足数確認 タブレットの操作説明	発言者		内	容	
	事務局	中村局長挨拶 定足数確認			

議題(1)知事部局・各種委員会等の行政文書廃棄に関する意見聴取について

澤田会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

次第に従って進めていきたいと思います。

このメンバーで行うのが2回目ということですけれども、皆様に、エクセル資料を大量にお送りいたしまして、御覧いただいたかと思います。

毎回こんな感じで、資料が来て、中身を見て、気になるところをチェックしていただいて、それを確認していく、という流れで進んでいきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

① 令和4年度末に保存期間が満了した行政文書ファイルのうち有識者による書類審査後、廃棄相当とされたもの

それでは、議題の1の①ですね。令和4年度の知事部局各種委員会の行政文書 の廃棄に関する意見聴取につきまして、まずは、説明をお願いいたします。

[_ 	T
事務局	「文書廃棄、移管の事務処理の流れ」について説明後、資料1-1~資料1-
	5を使用し説明。
澤田会長	はい、ありがとうございました。
	それでは、ただいま、議題1の廃棄に関する意見聴取について説明いただいたと
	ころでございます。
	これにつきましては、先ほど説明がございましたステップ1のところ、でございま
	す。
	パブコメ等で特に意見はなく、三輪教授の御意見で、廃棄相当あるいは現物確認
	というところがまとめられているということでございます。
	事前に事務局から、エクセルファイルを送付いただきまして、御覧いただいたかと
	思いますけれども、その中で、タイトルだけではございますけれども、これは歴史的
	公文書に該当するんじゃないか、あるいはこれはちょっとあやしいとか、そういうもの
	がございましたら、委員の皆様から、御意見をいただければと思います。
	どなたからでも結構です。
福嶋委員	はい。
澤田会長	では、福嶋委員、お願いします。
福嶋委員	資料の1-2の8,612番。
	森永ヒ素ミルク事件の問題が出ています。
	これは、資料の2-2で以前の委員会時に、ヒ素ミルクのところで、貴重であるの
	で、残すよう意見が出たこともある文書ですけれども…。今回、この1-2の8,612番
	が気になったのが、高齢者支援課というところが(この文書を)持っているところだ、
	ということだったので、これはちょっと考えなければいけないかな、と思ったんです
	ね。
	というのが、ヒ素ミルク事件っていうのは、昭和30年に、森永のミルクにヒ素が入
	っていて、(それを)赤ちゃんが飲んで、それで後遺症が残ることが分かったのは、
	 14~5年経ってからだった、と記憶しています。
	それで、ちょうど同年代の妹がおりましてね、そのニュースを見て、自分と同年代
	 の方が、話すのも大変なのに一生懸命訴えていらっしゃる姿を、涙ぐみながら妹が

	話していたのが心に残っているんですね。
	でも、その妹も、もう70歳になりますから、(被害を受けた)皆さんがもう高齢者に
	なられたんだと思うとね…。生まれて初めて口にしたものが毒だったと。それで、70
	年近く生きてこられた、というのは、もうこれも、まさに歴史問題じゃないかという気
	がしましたので、そういう形で残していただけたらと、お願いしたいと思っておりま
	す。
澤田会長	はい。ありがとうございます。
	事務局から何かございますか。
事務局	こちらは、三輪教授も現物を確認されることになっておりますので、御意見を踏ま
	えて、よく確認していただきたいと思います。
	ありがとうございます。
澤田会長	はい。
	ありがとうございます。他、いかがでしょうか。
	では、田口委員、お願いします。
田口委員	資料1-2の番号でいうと、12,105番辺りですね。
	それと12,449番辺りに、保健環境科学研究所と、環境立県推進課の文書で、地下
	水関連の文書がいろいろ並んでいると思うんですけども。今、熊本県は、菊陽町にT
	SMCが進出して、第2工場、第3工場も含めて、大量の地下水を今後消費する見通
	しになっています。それも含めて、あるいは、今話題になっている有機フッ素化合物
	の問題もあって、そこら辺の地下水及び河川の水質に関わる部分、おそらくTSMC
	が来年稼働を始めると、いくらかの変化が生じると思うんですよね。
	そこら辺も踏まえたところで考えると、今、TSMCがまだ水を使っていませんの
	で、それ以前のデータとか、熊本県の考え方とか、そういったものが分かるものは、
	残しておいた方がいいのかなっていうふうに、私個人的には思いました。
	以上です。
澤田会長	はい、ありがとうございます。
	事務局、お願いします。
事務局	御意見ありがとうございます。

田口委員の御意見を踏まえまして、こちらは一旦、三輪教授の現物確認対象にさ せていただきたいと思います。 もう一度、資料の番号を再確認させていただければと思うんですけれど、12.105 番の地下水保全条例…。 田口委員 その辺にいくつか地下水って、タイトルが入っているの(ファイル)ありますよね。 事務局 タイトルに「地下水」と入っているものについては、全て対象ということで、こちらで 精査させていただきたいと思います。 澤田会長 はい。ありがとうございます。 今の御指摘、これまでの歴史的公文書という枠ではなく、これからの話で、今後、 こういうものがあるので見ていかなければならないということですので、その辺りも 是非、記録しておいていただいてよろしいですか。 これからまた、TSMC関係とかで、地下水の話とかが出てくるときに、当時そうい う意識がなくて全部捨てちゃっていました、みたいな話になると、また過去が遡れな くなってしまいますので、そういう視点を是非お持ちいただければと思います。 どうもありがとうございました。 他、いかがでしょうか。 吉見委員 委員の吉見でございます。 番号をお伝えする前に熊本の産業について、私の考えを述べさせていただくと、 熊本の主要な産業は、やはり一つは農業かなと思っております。畜産とかですね。 他に、今後多分伸びるだろうと思われているのが観光業だと思っております。 最近、熊本市内にも、ホテルがたくさんできて、観光客の増加が見込まれている のかな、というふうに思っております。そういうことを考えると、海外向けにどういう宣 伝をしていくか、というのは、今後、非常に大きな問題でありまして、ノウハウを蓄積 するという観点から、海外向けの広報等については、ある程度残しておいたほうが いいのではないかと思いました。 既に、有識者のチェックをいただいて、要現物確認になっていますので、ほぼこの とおりでいいのかもしれませんけれども、例えば資料1の2の64番。海外向け広報強 化事業。これが、廃棄相当となっていますので、これは廃棄相当でいいのか。中身

を見ていないのでわからないんですけども、(廃棄して)大丈夫なのかなと思うところ がございました。 これ以外のところでも、海外への事業展開に関するものは、積極的に残していく 方向で考えていった方がいいのかなとは思っております。 以上でございます。 澤田会長 はい、ありがとうございます。 事務局 御意見、ありがとうございます。 吉見委員からいただいた64番については、今、廃棄となっておりますので、要現 物確認対象に追加させていただきます。 また、今おっしゃっていただいた意見につきましても、こちらから三輪教授に、そう いった視点も踏まえたチェックをしていただくよう、お伝えしたいと思います。 澤田会長 はい、ありがとうございます。 他、いかがでしょうか。 森委員 先ほどの森永(ヒ素ミルク事件)の人の命に関わる、というところと共通するんで すけれども、原爆の被害者、被爆者文書関係、あるいはエイズ関連、肝炎関連とい うのも、現物を見てないから何とも言えないんですけれども、これはチェック(現物確 認)していった方がいいのかなと思いました。 また、全てを網羅して見れていないんですけれども、自殺対策関係っていうのも 気になったので、こちらも、どういうことをしてきたのか、どういう相談があったのかと か、チェックした方がいいのではないかと思っております。 あと、私は、音楽学の研究をしてるというところもあるんですけれども、世界遺産 推進課のものも結構あったと思うので、どういう観点で、保護されるようなことになっ たのかとか、それがどういう手順で進んでいったのかとか、文化的な視点から、興味 深い資料かな、というふうに思っております。 事務局 森委員からおっしゃっていただきました自殺関連の項目については、三輪先生も 現物確認とされている傾向があるな、とチェックしながら思っていたところです。追加 して、原爆だったりとか、エイズだったりについて、確かに各保健所の資料では、廃 棄相当とされている部分がありますので、こちらの方も、チェックの項目に追加をさ

-	
	せていただければと思います。
	世界遺産関連の部分につきましても、一部、項目追加して、チェックの対象とさせ
	ていただければと思います。資料の番号は、事務局で(キーワードから)ピックアップ
	をさせていただいて、追加をさせていただくというような形でよろしいでしょうか。
森委員	はい。
	それと、アスベストも気になったんですけれども、アスベストの取り扱われ方という
	のが、研究とかそういうことによって、年代で管理してるのかなというふうに認識して
	いますので。先ほど言い忘れました。
事務局	はい。わかりました。
	アスベストの方も、追加をさせていただきたいと思います。
	アスベストの部分につきましては、三輪教授も注目をされているというか、
	一応項目として、単語をキーワードとして挙げられていますので、これまでの
	県関連の文書でアスベストのものを見て、どうだったかという御意見もあると
	思います。そこら辺もお伝えさせていただきたいと思います。
	ありがとうございます。
澤田会長	はい、ありがとうございます。
	出先機関で、例えば、御船保健所とか、球磨地域振興局とか、出先機関のものに
	ついても、例えば、本庁で持っていれば出先機関では廃棄するとか、そういうのもあ
	りますので、それも含めて三輪先生にも見ていただければと思います。
	我々の方も、チェックしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
	他、いかがでしょうか。
	吉見委員、お願いします。
吉見委員	補足なんですけれども、先ほど、海外に向けた広報事業というのが重要なの
	で、それ関連のものをできるだけ残していただきたいということをお伝えしま
	した。
	先ほど、番号では上がってなかったんですけど、49番も廃棄相当になってお
	ります。他にもあるかと思うので、ある程度網羅的に見ていただければと思い
	ました。

あと、海外のみならず、例えば、資料1-2の51番、これは首都圏広報(インターネット関係)とか、その次の52番、首都圏広報強化事業とかあります。あと、55は九州向け広報とかありますけど、全て廃棄相当になっております。

できたら、こういう中に、今後、広報戦略を練る上で重要なものがあるかも しれないので、そこはしっかり見ていただければと思います。

それ以外のものも、先ほど申し上げたとおり、県の方で網羅的に見ていただければと思っております。

もう一つ補足で、先ほどアスベストの話がありました。

アスベストというのは、長期間経ったあと、初めて病気が発症することがあるから、発症後に補償を求めたりするときに、どういう環境で働いていたかとか、どういう建物で働いていたか、とかそういったことが証拠として非常に重要になるので、アスベストに暴露された方を救済するという意味からも、そういった資料は証拠として提供できるように、できるだけ残しておいた方がいいかなと思いました。

以上でございます。

澤田会長

はい。ありがとうございます。

その辺りもキーワードでピックアップして、現物を見ていただくというところがあると思いますので、その関連も是非チェックをお願いいたします。

結構難しいのは、何年も経ってから、「あのときああだったんだ」と分かることが、アスベストもそうですし、水俣病なんかもそうでございますけれども、そういうことがある場合がございます。

そういう意味で、先ほど田口委員がおっしゃられた、これからTSMCがあって、地下水の変化とか見ていくことが必要になるかもしれないみたいな、これから先どうあるのかっていうのを、我々、アンテナを張って、これは心掛けておいてくださいっていうのも、いろいろ御意見をいただければと思います。

その辺りも、是非よろしくお願いいたします。

他、いかがでしょうか。

森委員、お願いします。

森委員

私も、今後の観点、というところなんですけれども。育児休業に関する文書がいく つかあったと思うんですけれども、特に、今、男性が育児休業を取れるように、とい うような変革期ではないかと思うんですね。

なので、今これからと過去と、比較していくという点では、私は、この育児休業、に関するものというのは、廃棄する前にチェックすべきではないか、日本人がこれからどうやって働いていくか、育児をしていくか、という観点で必要なのではないかと感じております。

事務局

個々のタイトルを見ていくと、それぞれの単なる服務関係の承認だけのものもあれば、案というものもございますので、そういったものは個別の事案ですので、廃棄でいいかと思いますけれども、そもそもこの制度に係る議論の部分とか、そういった点は、もう一度見ていただくようにお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

澤田会長

はい、ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

すみません。私からも、よろしいですか。

熊本地震関係とか、コロナとかいじめとかですね、そういうのは、キーワードでピックアップして、おそらく原課でとってあるもの、あるいは要現物確認という形になっていると思いますけれども。

何件か(気になるものが)あったので、確認させていただきたいと思うんですけど。 例えば、3,579番が、熊本地震からの復旧・復興で、防災集団移転。これは、三輪先 生も、要現物確認にされています。

それとか、4,480番。「熊本地震に係るみなし仮設住宅の契約書」。これ、全部ナン バー50いくつとかまで全部廃棄になっています。

あと9,143番。「熊本地震における子どもの心のケア」とか、様々な課にまたがって、熊本地震に関する色々な資料があるんですけれども、この年が、おそらく熊本地震から2年目ということで、様々動いていた時期だと思いますので、その辺りも、是非、確認をしていただきたいと思います。

定例的なものとか、あるいは他に取ってあるものとかだったら、廃棄してしまって

いいと思うんですけれども。ちょうど熊本地震から1年経ったころで、復旧・復興関連は、かなり動いていた時期だと思いますので、その辺りを確認・チェックをしていただければと思います。

例えば、2,675とか2,746、この辺りの市町村の視察とか、そういうのがあるんですけれども、何をしていたのかよくわかんなかったりするんですが、様々な課でいるいる、取組みを行っていますので。熊本地震発生の翌年ということですので、その辺りも是非チェックをお願いしたいと思います。

あとは、4,414番が義援金の配分。多分、この制度として決める意思決定みたいなのは、きちんと取ってあると思うんですけれども、実態の部分であるかもしれません。是非、確認をお願いしたいと思います。

それと同じことが、コロナにも言えまして、ちょうど併記されているものが年度的に 2019年度のものとかがあるんですけど。コロナが起こった直後の話になりますので、その辺りも、ほとんどまだ取ってあるということで、(廃棄として)上がってきているのは、(まだ)ほとんどないんですけれども。例えば、2044番コロナの職員の対策 というのもあったりして、その辺りも、発生直後の対応ということで、非常に参考になるかと思います。コロナ・熊本地震、この辺りが、直後の対応を見る上で、非常に重要だと思いますので、その辺りも確認をお願いしたいと思います。

事務局

はい。ありがとうございます。

今いただいた部分については、要現物確認とさせていただきたいと思います。

一つだけ、健康福祉政策課の、地震関連の契約書の関連については、事前に原 課の方からも意見があっておりまして、こちらについては、個別の契約書が大量に 綴られているものであって、全て個別ケースとのことでした。内容的には、例えば、 制度や、これからどうしていくかとか、そういった内容は全く含んでいないものという ことで、確認しております。

澤田会長

分かりました。

もう契約が満了していて、特段、保存必要がないということであれば、廃棄で構わ ないと思います。

事務局

ありがとうございます。

である。	T
澤田会長	すみません。
	私が、発言してしまって。
	他に、何かございますでしょうか。
吉見委員	はい。(挙手)
澤田会長	
	お願いします。
吉見委員	熊本の最近の大きな動きとして、TSMCの誘致ですね、これが大きな動きである
	と思います。
	今回の資料の中にも、そのようなTSMC関連の資料がありまして。例えば、資料
	1-2の1万5,354。令和3年度半導体産業集積強化推進本部でTSMC関連ということ
	で、これは、要現物確認ということにしていただいております。
	これ以外にも、もし、TSMC関連のもので、廃棄処分になっているものがあれば、
	一応確認していただいた方がいいのかなと思っております。
	TSMCは第3工場も作ろうかっていう話が出てきているぐらいで、熊本に、相当す
	ごい半導体の工場を作ろう、という動きがありまして、TSMCができれば、そのTSM
	Cに材料を提供するための工場も、周りにまたできてきます。
	そういう意味では、産業的に大きな動きでもありますし、TSMCの工場が来ると、
	台湾の方がいっぱい来られると思います。
	そうすると、熊本に台湾の方々が住まわれて、県として、その方々をどうサポート
	していくのか、生活を見ていくのか、という問題も出てきます。
	また、先ほど話が出ましたように、環境的にもどういう影響を及ぼすかという、いろ
	んな多岐にわたる問題、大きな課題とか、そういったものが出てくると思います。そう
	いうことを考えると、歴史文書の基準の(5)に「知事が別に定めるもの」というのがあ
	りまして、そこに令和2年7月豪雨とか、他にも平成28年熊本地震とかあるんですけ
	ど、そういったものに並べて、TSMC誘致関連ということで、指定することも検討して
	いいのではないかと思いましたので、提言をさせていただきます。
澤田会長	はい、ありがとうございます。

この辺りも、TSMCあるいは半導体といった形のものが、また出てくるかもしれま せんね。その辺りも注意をしておく必要があると思います。 ビッグインパクトという形になりますので、こういったものが、将来的に、知事の指 定する項目とかありますけれども、その辺りも追加される可能性が出てくるかもしれ ませんので、是非、認識を持って御検討いただければと思います。 ありがとうございました。 TSMC関係は、おそらく都市計画とか、あるいは農地関係の都市計画区域、市 街化調整区域の問題とか、あるいは農振を外すとか、そういった話で土木部とか農 林部の方にも関わってくるような話が今後出てくると思いますので、その辺りも、是 非担当課の方に、アンテナを張っていただくようにお願いしていただければと思いま すので、よろしくお願いいたします。 事務局 はい、分かりました。 ありがとうございます。 澤田会長 はい。ありがとうございます。 他、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。 はい。ありがとうございます。 それでは、事務局の方で、今、皆様からいただいた意見につきまして、いくつか項 目がありまして、また、こういうキーワードでチェックしてくださいという話もございまし たので、その辺りも確認をしておいていただくように、よろしくお願いいたします。 それ以外の廃棄相当、現物確認していただく分につきましては、事務局にチェック をしていただくことといたしまして、それ以外の部分については、この委員会の意見 として、廃棄相当あるいは要現物確認ということで決定させていただいてよろしいで しょうか。 (一同) (異議無し)

澤田会長

はい、ありがとうございます。

それでは、この一覧にある行政文書ファイルのうち、有識者の意見としても廃棄相当とされたもの、そしてこの委員会においても、特に御指摘のなかったものについては、歴史的公文書に該当しないということで、県が廃棄する、ということにさせていただきたいと思います。

では、事務局は、誤廃棄が生じないように十分注意していただければと思います。よろしくお願いいたします。

② 令和3年度末までに保存期間が満了し、有識者による現物確認を令和5年度に実施し、廃棄相当とされたもの

次の議題につきまして、事務局の方から御説明お願いいたします。

事務局

資料2-1を使用し説明。

澤田会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から資料2-1に基づいて説明がございました。

令和4年度に委員会で廃棄・保留と判断したものにつきまして、三輪先生が現物 確認をされた後の意見がまとめられているものとなっております。

2-2の資料がございますけれども、それぞれ分類番号にて分類されております。 そして、有識者、三輪先生の意見が記載されておりますけれども、委員の皆様、御確認いただいて何か御意見がございましたでしょうか。

よろしくお願いいたします。

資料2-2の④の各種委員会のシステム外の部分で、16番以降に、いじめの問題があるんですけれども。18番については、東稜高校いじめ防止基本方針重大事態対応マニュアルということで、こちらについては、三輪先生の意見として、歴史的公文書となり得るという形になっているんですけれども。その上のいじめ調査とか、いじめ問題対策委員会とか、この辺りはどうだったのかなあと思いまして。紙でしか残っていなくて、他の高校だったらいいんですけど、東稜高校だからですね。

そのすぐ下のマニュアルは、対応が分かるということで、取ってあるということなんですけれども、この二つはあんまり関係なかったのかどうか、その辺りはなにか聞かれてますでしょうか?

事務局	個別に廃棄にしたものについて、具体的な理由は聞いておりません。
澤田会長	もちろんそうだと思います。数が多いので仕方ないと思いますけれども。他の高
	校でしたらあまり気にしないんですけれど、東稜の話なもんですから。すぐ下が、こ
	れが歴史的公文書なり得るということですので、そこだけ気になりましたので、念の
	ために、もし可能だったら確認をしていただければと思います。
事務局	はい。承知いたしました。
澤田会長	他、ございますでしょうか。
	三輪先生に改めて見ていただいて、コメントまで書いていただいていますので、非
	常に安心できるというか、そういうところがあるんですけど、何か御意見があれば、
	またお願いします。
吉見委員	よろしいでしょうか。
	委員の吉見でございます。
	資料2-2のR4①というシートの92番でタイトルが観光統計というものがあるんで
	すけど。これは、廃棄相当になってるんですけど、観光統計ってこのタイトルだけじ
	ゃわからないんですけど。おそらく、いつどの年度に、どれぐらいの観光客が訪れた
	か、その地域ごとに年度ごとにまとめてあるようなものなんじゃないかな、と思うんで
	すけど。今後、観光の戦略を考える上で、これって必要な資料になるんじゃないかな
	と思いましたので。これは、本当に廃棄でいいのかどうかを、一応、念のために検討
	していただければと思いました。
	以上でございます。
事務局	はい。
	分かりました。
事務局	すみません。今の観光統計についてお答えしますと、作成課が八代地域振興局
	になっております。
	各地域振興局が市町村を取りまとめた上で、本庁の観光課に全てデータがござ
	います。
	そのため、出先の分は廃棄しても構わないという形になっています。

吉見委員	ちゃんと本庁の方では、そのデータを残していらっしゃる、ということでしょうか。
事務局	はい。
吉見委員	分かりました。ありがとうございました。
澤田会長	はい。
	ありがとうございます。
	他、いかがでしょうか。
	特によろしいでしょうか。
	それでは、こちらにつきましては、以前、ステップ1のところで要現物確認というこ
	とでピックアップさせていただきまして、それを三輪先生のグループに全てチェックし
	ていただいたものということでございます。
	そして、意見として、保留分、これは取っておいた方がいいというものにつきまして
	は、意見をしていただいて、そちらに上がってきておりますので、それについては、
	キープする形にさせていただければと思います。
	今、またこちらの方で、いくつか挙げさせていただきましたけれども、その分につ
	きましては、事務局の方で整理していただいて、確認をお願いいたします。
	それ以外のものにつきましては、有識者に確認していただいて、廃棄相当でいい
	だろう、というものにつきましては、この委員会の意見として、県が廃棄するというこ
	とに異論はないものとしてよろしいでしょうか。
(一同)	(異議無し)
澤田会長	はい。ありがとうございます。
	それでは、保留の分については、原課にフィードバックをしていただいて、これま
	での意見を踏まえて、再度、確認をしていただきますようお願いします。
	では、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。
(一同)	(異議無し)

澤田会長

はい。ありがとうございます。

では、事務局、誤廃棄が生じないように十分御留意いただければと思います。

③ 平成25年度末に保存期間が満了し、委員会において廃棄保留と意見が付されたが、原課が「廃棄相当」としたものについて有識者が再度現物確認を実施したもの

事務局

資料3-1を使用し説明。

澤田会長

ただいまご説明いただきました資料3の1、3の2のところですけれども。これは、ステップ3ということで、原課に意見を照会して、原課の意見を付して、再度、三輪先生のグループに確認していただいて、その意見を付していただいたものとなります。

これにつきまして、何か、皆様から御意見等ございますでしょうか。よろしかったでしょうか。

こちらは、もう最終確認ということで、原課に意見を照会しまして、原課からこういう意見です、ということが返ってきて、それをもとに、三輪先生に見ていただいて、やはりこれは残すべきだ、というものについては、そう判断していただいているものとなります。何か御意見がございましたらお願いいたします。

私が、気になったものがありまして。この3-2の一番下の方に、これ連番が飛び飛びになっているんですけど、3-2の1ページ目の一番下の方の環境保全課なんですけれども、大気汚染とか、ダイオキシンのデータということでありまして。

ここに、「フォルダにデータとして保存しており、今後、削除する予定はない」とか、あるいは他にも生活保護の方で同じようなものが確かあった気がするんですけど。これは、「環境保全課のフォルダに、例えば、データとして保存してあり、今後、削除する予定はない」っていうのは非常に頼もしい意見じゃあるんですけど。このフォルダ自体は大丈夫なんですかねっていう、それをお尋ねしようかなと思ってたんですね。そこはいかがですか。

事務局

はい。

澤田会長から御意見いただいたとおり、私としてもその点は気になる部分でございます。そこは、原課の方に、一度意見をいただいた後に、この取扱いで大丈夫

か、と再確認をしたところでございます。 それでも、環境保全課で管理をするフォルダの中で、

それでも、環境保全課で管理をするフォルダの中で、データを削除せず、保管していくということで、そのまま回答の変更がなかったため、この意見となっている状態でございます。

澤田会長

分かりました。

例えば、福祉事務所とか、生活保護統計のシステムとかそういうのが、これは県のシステムにデータとして登録してありますので、そっちにあるから大丈夫ですよ、というのであれば、何かのシステムがあって、そこに入力されているんだろうなと思うんですけど。この環境保全課の方は、自分のところのフォルダに保存してあるから大丈夫、みたいな、そういう御回答ですので、そこを十分注意するように。是非、「委員会の方から、きちんとバックアップを取っておくように」、という形で、取り扱いについて、念押しをしていただけないかと思います。

書き方が、いかにも何か不安な書き方を、「なくなっちゃいました」の前ぶれのような書き方をされているので。

是非そこは慎重に、お願いしたいと思います。

事務局

はい。承知しました、十分念押しします。

澤田会長

よろしくお願いいたします。

他に、いかがでしょうか。

吉見委員

それでは、吉見より質問させていただきます。

先ほどの質問ともちょっと関係するんですけど、電子データの保存につきましての 質問なんですけども、どういう形で、保存しているのか。

フォルダに保存という表現がありましたけど。例えば、パソコンのハードディスクに 保存しているという状態なのか。

あと、先ほどもバックアップという話が出ましたけど、複数の媒体に保存してあって、一つが駄目になったときでも、きちんともう一つの方が確保されているから、記録が残るというふうな、どれぐらいの、万全の体制をすでに整えているのか。

バックアップがあるとすれば、何個ぐらいなのかとか、その辺の情報を御存知だったら教えていただければと思います。

というのが、紙媒体だったら燃えたりしない限りは、ちゃんと残ると思うんですよね。きちんと保管さえしてあればいいんですけど。データとかは、記録媒体が壊れたらもう全部なくなっちゃうんで、一気に重要な情報が全部なくなってしまう危険なおそれがあります。なので、データで保存する場合は、リスクっていうものをきちんと意識して、リスク分散というか、複数の媒体に保存するなどの、かなり注意深いやり方が必要だと思うんですけど。その辺はどうしているのか。また、何か業者に委託しているのかとか、その辺も教えていただけるとありがたいです。

以上です。

事務局

まだ、統一した保存方法が全庁的に作られているわけではなく、各所属に任せている状況です。

ただし、県のセキュリティポリシーで、自身が使うパソコンの中には保存しないことが定められています。パソコン自体がリース品なので、一定期間リースした後は、返却してしまうことになるので、この中には保存しないことになっています。

予算がある所属はNASを買って、重要な情報を保存する場合にはRAID1以上の 設定をして、バックアップを必ずとるように指導があっています。

データが何か不測の事態で故障したり、駄目になったりした場合でも、サルベージをしてもらって、ある程度の情報は必ず復元されています。

しかし、そこに関しても、まだ統一的な状態ではないところです。

県政情報文書課としても、今後は、紙から電子に徐々に移行していかないといけないので、電子文書の適正管理のあり方について、今、調査検討を行っている段階です。

その検討が終わった後は、ある程度統一した形で文書保存がなされていくように なる予定です。

吉見委員

御回答ありがとうございました。

NASシステムを導入している、ということは、多分バックアップが取れるような体制になっているんだと思います。

今のところは、まだ、データ保存に対して、統一的なルールが作られてないということなんですけど、そういったところで、多分、先ほどの環境保全課の「フォルダにデータとして保存」ってのは、そういう意味だったのかなと思います。

	やはり、これは一刻も早く、統一したルールを作らないと、県政情報文書課が知ら
	ないところで、何か大事なデータが失われていたとか、なりかねないので、早くルー
	ルを作るべきであると思います。その辺は条例とかになるんですか?
	管理規程とかですかね。きちんと規程作りというところまでやっていただいて大事
	なデータを保存していただければと思います。
	どうもありがとうございました。
澤田会長	はい。ありがとうございます。
	今、事務局からのお答えも、「予算のあるところは」、というなかなか不安にさせる
	ような内容もございました。
	是非、情報の担当部署等があると思いますので、連携してください。
事務局	予算がない所属は、全庁ファイルサーバというものがあるので、そちらの方で保
	存しています。情報担当部署から提供されている保存領域になるので、きちんとし
	たバックアップも定期的にとってあります。
	ただ、容量があまりないため、普通の行政文書ファイル、例えば、文字のみの文
	書であれば、そこで十分保存できるんですけれども。工事の写真や図面など、そう
	いう大きい容量のデータがある所属は、そういったところ(全庁ファイルサーバ)に入
	れると全く足りないので、自所属でNASやサーバーを入れておられますが、あまり大
	きい容量の文書を保存する必要がない所属は、全庁ファイルサーバで保存していま
	す。
澤田会長	なるほどですね。安心しました。
	全庁ファイルサーバはある、ということですね。
	分かりました。ありがとうございます。
吉見委員	もう1点、よろしいでしょうか。今までお話に出てきた電子データというのは、もとも
	と紙媒体であったものを電子データPDFとかに変換したものということでしょうか。
事務局	(そうではないです。)
吉見委員	最初から電子データのものということですか。
	県においてもペーパーレス化が進んでいて、最初から紙じゃなくて、電子データで
	提出したり、いろいろ管理したりしてらっしゃるということなんですね。

分かりました。

そのペーパーレス化っていうのは、どの程度進んでいるんですか。なんかすみません、質問が曖昧で。

今、弁護士の世界もペーパーレス管理にやっと着手したところで、これから紙じゃなくて、電子データで書面を提出するという方向に進もうとしているんですけども。私が、今年初めて委員になったので、どうしても文書っていうと、「紙媒体のもの」が原則で、電子データは、それを、例えば、PDFにしたぐらいのもの、と思っていたんですが。何割とかなかなか難しいかもしれませんけども、最初から原本がデータというのはどれぐらいの量があるんでしょうか。それによっては、我々も、管理の仕方のイメージを変えないといけないなと思いまして。

曖昧な質問で答えられないかもしれませんけど、ざっくりしたところで教えていた だければと思います。

事務局

県の方でも、行政文書の電子化への取組みを進めているところです。

どれぐらいが電子化しているかは、すみません。まだ、わからないところです。でも、思っているよりも、まだ、なっていません。

行政は対外的に、民間の方と紙で申請を出してもらう等、紙でのやりとりが必要な部分が結構な数ありますので、電子申請の導入もしておりますが、紙での申請もまだまだあります。いろいろな場面で、紙で保存していくということを、まだ行っております。そういった意味で、まだ紙文化であるということです。

ただ、例えば、この文書管理システム。今、見ていただいている部分の処理も、電子化の取組みの1つで、その中で、例えば、庁内向けの通知だったら、電子のまま出して、それを電子で供覧して、決裁に使うときも紙に印刷せずに電子でする、といったところで、できる部分はやっていっているところでございます。

そういったところで、できるところをやっていっているのと、それから電子申請の部分も、今年度から新しくシステムを入れたので、今後、こういったものを活用して、対外的な業務のところも電子化していこうという動きがあります。

それと、経理関係会計関連、これも、2年後ぐらいには電子化しようと、今、取り組んでいるところです。

そういった形で、徐々に電子化していこうという、今、まだまだ途中のところでござ

	います。
吉見委員	大変勉強になりました。
	ありがとうございました。
澤田会長	はい、ありがとうございました。
	他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
	それでは、今回のステップ3のところ、平成25年度末に保存期間満了、平成27年
	に廃棄保留と判断したものを、再度、各所属に意見照会を行った上で、三輪先生に
	見ていただいた分です。
	それぞれ廃棄・移管に分類されています。
	そのとおりとさせていただきたいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。
(一同)	(異議無し)
澤田会長	はい。ありがとうございます。
	④ 令和元年度末に保存期間が満了し、委員会において廃棄保留と意見が付されたが原課が、「廃棄相当」としたものについて有識者が再度現物確認を実施したもの
	では、続きまして④の方、事務局から説明お願いいたします。
事務局	資料4-1を使用し説明。
澤田会長	それでは、この4-1、4-2につきまして、御意見がございましたら、よろしくお願い
	いたします。
一同	(意見なし)
澤田会長	はい。ありがとうございます。
	それでは、こちらの4番目。これも、ステップ3のものでございますけれども、令和
	元年の末、保存期間満了、令和2年度、保留と判断したものにつきまして、意見照会
	を行った上で、改めて三輪先生に見ていただいた分、ということになります。
	廃棄・移管とそれぞれ分類されております。そのとおりとさせていただきたいと思
	いますけれども、それでよろしいでしょうか。
(一同)	(異議無し)

はい。ありがとうございます。

では、そのとおりとさせていただきます。

(事務局はこの後の手続について)どうぞよろしくお願いいたします。

大量な資料でございましたので、先生方も、大変だったかと思います。

(2) 県警本部からの報告【前回委員会での各委員からの質問への回答】

それでは、議題の2番目、県警本部からの報告につきまして、よろしくお願いいたします。

県警広報 県民課

広報県民課の蓑田でございます。よろしくお願いいたします。

前回の委員会で、御質問いただきました5点について、御報告させていただきます。

まず1点目は、700番から710番の懲戒及び再発防止の11ファイルにつきまして、 澤田先生から、「懲戒処分等の決定を3年で毎年毎年廃棄して大丈夫なのか、過去 の検討経緯が分からなくなりはしないか。」という御意見をいただきました。

まず、保存期間の3年の設定につきましては、地方公務員法に基づく被処分者の 審査請求及び取り消しの訴えにかかる期間を考慮して設定しているものでございま す。

また、処分量定につきましては、警察庁から懲戒処分の指針が示されておりまして、警察庁に対して、全国警察の類似事案の処分量定等を確認するということも可能であるため、3年以上の保存を必要としないということで、予定どおり廃棄したいと考えております。

次に、2点目は、3,578番から3,587番の人身安全関連事案対策、禁止命令(平成30年)の10ファイルにつきまして、吉見先生から、「保存期間3年で廃棄後、同被害者による刑事事件が発生した場合に、不都合が生じることはないのか。」という御意見をいただきました。

禁止命令等に係る情報につきましては、熊本県警において、これらのファイルを 廃棄したとしても、警察庁の情報ファイルに保存が継続されておりまして、同加害者 同被害者による刑事事件が発生した場合におきましても、このファイルによって対 応が可能ということでありますので、これも予定どおり廃棄をしたいと考えておりま す。

3点目につきましては、4,814番から4,837番のうち、小分類名が『録音・録画』の13ファイルにつきまして、澤田先生から、「録音・録画が始まって直後のものであれば、検証等のためにもう少し保存した方が良いのではないか。」という御意見をいただきました。取り調べの録音・録画制度につきましては、刑事訴訟法の一部改正によりまして、令和元年6月1日から導入されたところですが、全国警察における録音・録画は、平成21年4月から試行運用が開始されております。また、録音・録画は全国統一の指針に基づいて行われておりまして、検証については、警察庁が取りまとめて実施しているところであります。

したがいまして、県警察において保存する必要がないということから、予定どおり 廃棄したいと考えております。

4点目は、田口先生から、「刑法改正による性犯罪の公訴時効が延長されたが、 これよりも以前に不同意性交等で相談を受理していたような場合には、行政文書で ある相談カード等の文書保存期間も延長の措置がとられるのか。」という御質問が ありました。

公訴時効延長によりまして、相談カード等の行政文書の文書保存期間が延長する、ということはありません。

不同意性交等について相談を受理した場合、その内容が、犯罪構成要件に該当し、相談者が捜査を望むのであれば、「相談」という行政警察活動を終了して、「解決処理」ということにしまして、別途、被害届を受理するなどして、捜査活動に移行する、ということになります。

そのため、行政文書である相談カードは、前回の委員会でお伝えしましたとおり、 解決処理後、文書保存期間が満了すれば、廃棄手続きがとられることになります。

なお、捜査開始後に作成される被害届や、供述調書等の捜査書類は、被疑者を 検挙して、検察庁へ送致するに至らなければ、公訴時効完成まで、警察で継続保管 することになるため、刑法改正による公訴時効延長に合わせて、これらの捜査書類 の保存期間も延長されることになります。

5点目は、最後になりますけれども、訴訟に関する文書につきまして、田口先生から、「捜査段階においては、訴訟に至るかどうかが判明しないと思われるが、捜査段

階で作成した文書は全て訴訟に関する文書として取り扱われ、行政文書管理規定 の適用除外となるのか。また、長期にわたって捜査が継続している場合の捜査書類 は、どのような文書管理が行われ、保存期間を設けているのか。」という御質問をい ただきました。

刑事訴訟法53条の2に規定する訴訟に関する書類とは、被疑事件、被告事件に関して作成、または取得された書類を意味しておりまして、裁判所で作成される判決書等及び検察官、弁護人から公判に提出された証拠書類のほか、捜査段階で作成される捜査書類も含まれると解されております。また、捜査中の事件記録をはじめ、公判不提出記録や、不起訴記録も含むと解されておりまして、警察が作成、保有する訴訟に関する書類の具体例としては、送致予定の捜査書類のほか、送致されなかった送致書類の写し等が挙げられます。

このことから、訴訟に至るかどうか判明しない段階で作成された捜査書類についても、訴訟に関する書類に該当し、熊本県警察本部長の保有する行政文書管理規程の適用除外文書として、別途、保管・管理を行っております。

被疑者が検挙されず、捜査が長期継続している事件の捜査書類は、基本的には 公訴時効完成まで保管することになりますが、訴訟に関する書類については、熊本 県警察本部長の保有する行政文書として管理する文書の適用外でありまして、保 管・管理につきましては、別の内部通達によりまして、組織的な管理体制を定めて おり、捜査の終結、その他の理由によって、保管の必要がなくなったものにつきまし ては、保管責任者が確実に廃棄するということになっております。

以上が、前回御質問についての御報告となりますけれども、条件付廃棄とされましたものにつきましては、今回、御承認のほどよろしくお願いいたします。

澤田会長	はい。ありがとうございます。
	ただいま、前回の確認事項に関する説明があったところでございます。
	吉見委員、田口委員から御質問があったところですけど、何かございますか。
吉見委員	御説明いただきありがとうございました。
	今の御説明で、納得いたしましたので、ありがとうございました。
澤田会長	田口委員もよろしいですか?

田口委員	はい。大丈夫です。ありがとうございました。
澤田会長	はい。ありがとうございます。
	熊本県みたいなところは、地方自治体として、何でもかんでも国に報告するわけ
	ではないですけれども、警察の場合は全国組織がございますので、そちらの方でと
	ってあるものがちゃんとあるということでございましたので、私もそれで納得いたしま
	した。それで、前回条件付廃棄という形にしましたけれども、廃棄していただいて結
	構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。
	それでよろしいですかね。
一同	(異議なし)
澤田会長	はい。ありがとうございます。
	では、そのとおりにしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたしま
その他 次	で回委員会の開催予定時期について
	それでは、議題につきましては、以上で終了とさせていただきまして、「その他」の
	ところで、次回の委員会の開催につきまして事務局からお願いいたします。
事務局	次回の委員会ですけれども、2月上旬の開催を予定しております。
	主な議題といたしましては、公安委員会の保存期限が満了した行政文書ファイル
	の廃棄に関する意見聴取と、行政文書管理状況及び行政文書ファイル管理簿の公
	表についての報告等を予定しております。
	日程調整についてですが、今月中には行いたいと思っております。
	また皆様にメールさせていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。
	以上です。
澤田会長	はい、ありがとうございます。
	次回は、2月の上旬に開催したいということでございました。
	公安委員会の分ということですね。今回より、件数は少なくなると思いますんで、
	ちょっと御安心いただければと思います。

	どうぞよろしくお願いいたします。
	それでは、委員の皆様から他に何かございますでしょうか。特によろしいですか。
一同	(意見なし)
澤田会長	はい。ありがとうございます。
	では、本日の議題についてはすべて終了ということで、事務局に進行を戻したい
	と思います。
	皆様円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。
事務局	それでは、皆様、長時間ありがとうございました。
	これで、本日の会議を全て終了とさせていただきます。
一同	ありがとうございました。